

甲府市教育委員会告示第 1 2 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

1 入札対象業務

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| （１）入札番号 | （業務委託）第 3 3 3 号 |
| （２）業務名称 | 教育ビッグデータ利活用事業支援業務 |
| （３）履行期間 | 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで |
| （４）履行場所 | 仕様書による |
| （５）業務内容 | 仕様書による |
| （６）予定価格 | 公表しない |
| （７）最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- （１）甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- （２）甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「情報・通信」で登録されている者であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- （５）この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要

綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(6) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和 6 年 5 月 24 日（金）～令和 6 年 6 月 3 日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前 9 時～午後 5 時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号 甲府市役所本庁舎 9 階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和 6 年 5 月 24 日（金）～令和 6 年 6 月 3 日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前 9 時～午後 5 時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号 甲府市役所本庁舎 9 階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 6 年 6 月 21 日（金） 午後 2 時 00 分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎 7 階 会議室 7-2

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 その他

（1）入札保証金：免除

（2）契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会は行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。